

一般社団法人 大規模修繕積算協会

会員入退会管理規程

平成31年1月23日施行

令和1年11月19日改訂

令和3年 4月 1日改訂

一般社団法人 大規模修繕積算協会

一般社団法人大規模修繕積算協会 会員入退会管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大規模修繕積算協会規則（以下「規則」という。）第 2 章の会員及び会費とともに本会の会員の入退会等の運営管理について定めたものである。

(会員種別)

第 2 条 規則第 4 条にある正会員、準会員、賛助会員とは下記のそれぞれのいずれかに該当するものとする。

2 正会員

- ① 大規模修繕工事（設備関連改修工事含む）における積算業務を行っている一級建築士事務所
- ② 大規模修繕工事に起因する積算業務を行う個人または法人で、理事 1 名以上の推薦があること
- ③ 準会員に 5 年以上帰属し、且つ当団体運営に貢献した個人または法人

3 準会員

- ① 大規模修繕工事に起因する積算実務を行う個人または法人であること
- ② 集合住宅における設備改修工事の積算実務を行う個人または法人であること

4 賛助会員

- ① 大規模修繕工事に関連する商材の製造業者・製造元並びにその商材特色に起因する団体であること
- ② 大規模修繕工事に関連する商材を取扱う商社であること
- ③ 大規模修繕工事を元請けされる工事会社
- ④ 本会の目的に賛同する法人及びその他の団体

(入会申込)

第 3 条 本会への入会希望者は、所定の会員種別毎の入会申込書（会員入会申込書、別紙 1）に必要事項を記入の上、本会事務局へ提出しなければならない。

(入会金・会費等の支払い及び入会審査)

第 4 条 会員の会費及び入会金は、次の通りとする。

	入会金	会費（年額）
正会員（個人・法人共通）	1万円	2万円
準会員（個人）	3千円	5千円
（法人・団体共通）	5千円	1万円
賛助会員（法人・団体共通）	3万円	4万円

※賛助会員入会口数について複数の場合は年会費口数とする。

2 会員としての資格は、理事の過半数の決議により入会承認された日から取得する。

3 入会承認されて会員となった個人又は団体は、承認の日から40日以内に入会金及び会費を本会に納めなければならないが、本会事務局は承認の日より4営業日以内に請求書を発送する。

（審査結果の通知）

第5条 入会を承認された個人又は法人には、速やかに会員証を送付し、これをもって入会承認通知とする。なお、入会を承認しなかった個人又は法人については、その旨及び理由をメールで通知しなければならない。

（会員番号及び会員証）

第6条 会員には、会員番号を付与し、会員証を発行する。

2 当会を退会するときは、会員証を返却する。

（任意退会）

第7条 本会所定の退会届（別紙2）を本会に提出をし、本会の受領をもって退会とする。

2 滞納会費がある場合は、完納確認後、退会届を受理するものとする。

（除名）

第8条 規則第10条により除名の決議対象となった個人又は法人に対しては、書面にて除名すべき正当な事由を明らかにするとともに、弁明の機会である日時場所を伝える。

（会員資格喪失）

第9条 次の各号のいずれかに該当した場合に会員の資格を喪失する。

- ① 任意退会届を提出し、当会が受領したとき。
- ② 個人会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- ③ 法人が解散したとき
- ④ 除名されたとき

(一時休会)

第 10 条 会員が病気その他やむを得ない理由により、長期に亘り会員活動が困難な場合には、復会を前提として、本会に会員がその理由を明らかにして申請を行なうことにより、休会会員なることができる。但し、申請時会費を完納していなければならない。

- 2 申請期間は原則として2年を限度とし、年度毎に再申請を必要とする。但し延長期間は最大1年、計3年を限度とする。
- 3 休会会員は休会中の会費を免除すると共に、会員の権利を一時停止する。
- 4 会長は休会申請を理事全員に報告し、また復会者も同様とする。
- 5 2項の期限内までに復会を希望する場合は、本会に復会の申請をする。

(会費の納入及び滞納の対応)

第 11 条 会費は当年度4月30日までに納付されなければならない。会員の会費滞納が3ヶ月経過した時は、本人に会費納入を促す。会費滞納6か月を経過した時は、本人に退会の意志を問うと共に、理事の過半数の一致により会員資格を一時停止する。これに伴い、次の権利を停止する。

(1) 会員に対する情報の送付

(2) 講習会・見学会等において通常受けることのできる権利

- 2 前項により退会の意志のあった者については、滞納分の会費を請求し、滞納金の受領を確認後、退会の手続きをとる。また、退会の意思表示をなさなかった者は前年度滞納分の会費および当年度分の納付することにより、会員資格を復活する。
- 3 会費滞納が2年にわたる者については、会員資格停止（滞納1年経過後）以前1年分の滞納会費の請求をなすと共に、除名対象者とする。
- 4 会費滞納のまま退会した者については、再度の入会を認めない。ただし、前項の会員資格停止以前1年分の滞納会費を全額納付した場合は、この限りではない。
- 5 会員資格を喪失した場合、すでに拋出した入会金及び会費は、返済しない。

(年度途中の入会者の会費（年額）及び未払い対応)

第 12 条 年度途中の入会の場合、9月までに入会した者は、当該事業年度全額分を、10月以降に入会した者は半額とする。

- 2 未払いについては、前条の滞納を未払いと読み替えて対応する。